



令和4年度ソーシャル・ビジネス創業支援金の 補助対象者を決定しました

長野県では、地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャル・イノベーションによる創業を促進するため、「ソーシャル・ビジネス創業支援金」による支援を実施しています。この度、令和4年度の補助対象者を決定しましたので、お知らせします。

支援金の概要

- 名称 ソーシャル・ビジネス創業支援金（長野県地域課題解決型創業支援事業）
- 金額 上限 200 万円（補助率 2 分の 1 以内）
- 対象者
- ・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに長野県で、①個人事業の開業届の提出もしくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、NPO 法人等の設立を行う方、②事業承継を行う方、③第二創業を行う方
 - ・長野県に居住、又は令和5年1月31日までに居住を予定している方
- 対象事業 地域活性化、過疎地対策、買い物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、社会福祉、環境エネルギー対策等の地域課題解決に資する事業であり、県内で実施する事業
※対象者②、③は上記に加えて、AI、IoT、ロボット、5G、ビッグデータ等の未来技術を活用し、新たなシステムづくりに関連する事業を行うことが条件となります。
- 審査方法 起業家等を含む外部審査委員会による書類及び面談審査

応募及び採択状況

| 応募件数 | 書類選考通過件数 | 採択件数 |
|------|----------|-------|
| 84 件 | 40 件 | 21 件※ |

※上記対象者②（事業承継）、対象者③（第二創業）の採択はありません

補助対象者について

別紙「令和4年度ソーシャル・ビジネス創業支援金 補助対象者一覧」をご覧ください

その他

- ・本支援金の制度詳細は、ソーシャル・ビジネス創業支援金の専用ページをご覧ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/sogyo/sogyuhojokin.html>
- ・（公財）長野県産業振興機構の伴走支援員が補助対象者のフォローアップを行います。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

©長野県アルクマ

産業労働部 経営・創業支援課
創業・承継支援係
（課長）滝沢 倫弘（担当）中島 庸平
電話 026-232-0111（代表）内線 2965
026-235-7194（直通）
FAX 026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp

（公財）長野県産業振興機構
経営支援部
（部長）保科 博人（担当）高橋 理史
電話 026-227-5028（直通）
FAX 026-227-6086
E-mail keieishien@nice-o.or.jp